

## 1 人口減少がもたらす影響と長期ビジョンが目指す将来の方向

### 1 地域社会への影響

(人口減少は、都市部を中心として、医療・介護の供給にも支障を来すおそれ)

都市部を中心に、高齢者数の増大により、医療・のニーズが増大し、これにより特にサービスを担う人材が不足して、確保が困難となるとともに、これらのサービスの円滑な供給に支障を来すことが考えられる。

平成 26 年度に各都道府県において行った人材にかかる需給推計結果では、平成 37 年には約 253 万人の人材が必要との見通しが示されている。一方、生産年齢人口が減少局面に入っている中、現状の施策を継続した場合、平成 37 年には約 37.7 万人の人材が不足するとの見通しが示されている。

### 2 社会保障・財政への影響

(人口減少により、社会保障の担い手が減少し、社会保障の維持や財政健全化に対し影響が及ぶ)

人口減少が進むなかで、高齢化に伴って・医療・等の社会保障支出はこれまで延び続けており、今後も増大が見込まれている。

一方で、社会保障給付費の財源はとにより賄われている。このまま人口減少が大幅に進み、化がさらに進んでいけば、現役世代(生産年齢人口)の全世代に占める割合がますます減少していき、増え続ける社会保障給付費を賄えるだけの収入や収を確保することが困難になる。ともすれば、現役世代の負担の増大、ないしは負担増を抑制・回避するための借金(国債の発行)による、将来世代への負担のさらなる先送りを余儀なくされることにもつながる。このように、人口減少は、社会保障の担い手の減少により、社会保障制度を安定的に維持していくことや財政の健全化にも影響が及んでいくこととなる。

① 介護

② 年金

③ 保険料

④ 税

⑤ 少子高齢

## 2 人口減少に応じて地域での生活を支えるために

一定程度の人口減少とそれに伴う高齢化が避けられない中であっても、地域において安心して生活できるよう厚生労働省が取り組んでいる、、多世代交流・多機能型施設、福祉サービスや人材に関する連携等の検討について説明する。

① 地域包括ケアシステム

### 1 人口減少と高齢化が急速に進む中でも住み慣れた地域で安心して暮らす仕組み ～地域包括ケアシステム～

我が国では人口減少が加速度的に進んでいるが、同時に、高齢化も急速に進んでいくことが見込まれている。平成 27 年における 75 歳以上の高齢者が人口に占める割合は%と見込まれているが、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年には 18.1%となり、およそ人に 1 人が 75 歳以上の高齢者という状況となる。

② 13.0

③ 5.5

さらに、世帯の状況も変化することが見込まれている。今後、世帯主が 65 歳以上の夫婦のみの世帯や 65 歳以上の単独世帯が増加し、平成 37 年には世帯数全体に占める割合が 4 分の 1 を超える見込みである。このような中でも、介護が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、医療、介護、生活支援など日常生活を支えるサービス基盤を確保するとともに、多様な主体による地域の支え合いの取組みを促進することが求められている。

この点、現在、厚生労働省では、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年に向けて「」の構築を推進しているところである。

以下では、このの概要や取り組んでいる施策について紹介した上で、特に人口減少や高齢化が進む中でも安心して介護・福祉サービスを利用できるよう、各地域で行われている取組みについて紹介する。

#### (1) 地域包括ケアシステム

自身や家族が介護を必要とする時に受けたい介護の希望を調査したアンケートによれば、自宅での介護を希望する人は 70%を超えている。しかし、こうした希望を実現するためには、地域において、介護・福祉サービス等が適切に確保される必要がある。また、高齢者の状態に応じて、バリアフリー等の環境が確保された住宅の整備や、自宅での介護が困難となった場合の施設の確保といった観点も含め、地域において高齢者の生活を支えていく体制を整備する必要がある。

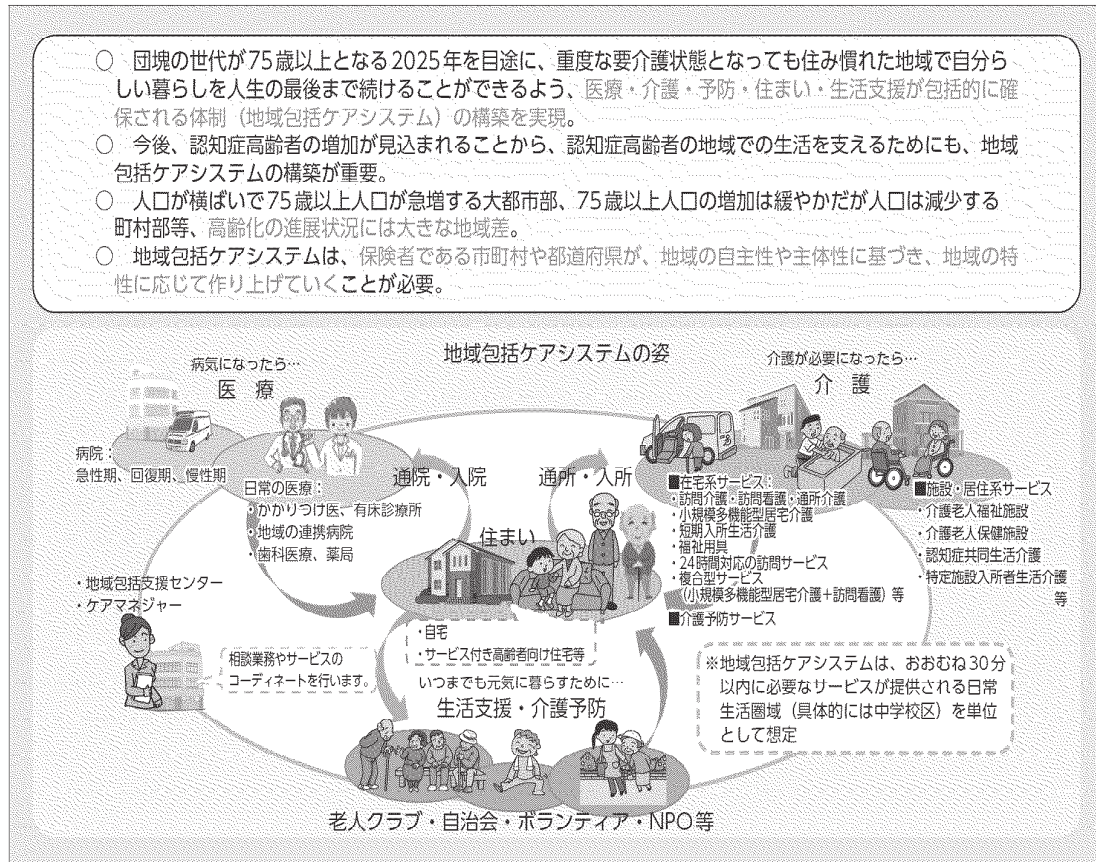
「」とは、介護が必要な状態になっても、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じした生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される

④ 自立

体制である。厚生労働省では、団塊の世代が **①** 以上となる平成 37 年に向けて **②** の構築を推進している。高齢化の状況や地域資源の状況などは地域によって異なるため、それぞれの地域の実情に応じた取組みを進めることが重要となっている。

- ① 75 歳
- ② 地域包括ケアシステム

<地域包括ケアシステムの構築について>



出典：平成 27 年版厚生労働白書 P253

**(疾病を抱えても住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられる在宅医療・介護の連携)**

高齢化の進展等に伴い、医療と **③** の両方のニーズを持つ高齢者が増加することが見込まれている。こうした高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるようするためには、地域における医療・**③** の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・**③** の提供を行うことが重要となる。

こうした取組みを進めるため、平成 26 年 6 月の「地域における医療及び **③** の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

- ③ 介護

(以下「医療介護総合確保推進法」という。)」による介護保険法の改正により、市町村が行う **①** 事業に在宅医療・**②** 連携の推進を位置付けた。この取組みは、地域における医療・**②** の関係機関が連携し、多職種協働により、在宅医療・**②** を一体的に提供できる体制を構築することを目的に、市町村が中心となって、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を図るものである。

- ① 地域支援
- ② 介護

**(生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加)**

高齢者の単身世帯等が増加すれば、日常生活を過ごす中で支援を必要とする軽度の高齢者が増加することから、生活支援の必要性が増加することが見込まれる。そうした中で、高齢者の生活を支えていくためには、地域においてボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援や **③** サービスを提供することが必要である。

また、高齢者の **③** という観点からは、高齢者自身が社会参加の機会や社会的役割を持つことが重要である。

こうした観点から、医療介護総合確保推進法による介護保険法の改正により、市町村が行う **①** 事業に生活支援・**③** サービスの充実に向けた取組みを位置付けた。具体的には、各市町村に「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発や、そのネットワーク化などを行い、多様な生活支援・**③** サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することとしている。

- ③ 介護予防

**(2) 介護保険事業計画の策定を通じた介護サービス提供体制の構築**

**④** を構築していくためのプロセスとして、市町村における介護保険事業計画の策定を通じた介護サービス提供体制の構築について見てみたい。

- ④ 地域包括ケアシステム

**(地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築のための介護保険事業計画)**

市町村では、**⑤** ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域の特性に応じた **④** を構築していくこととしている。介護保険事業計画とは、市町村などの保険者が、それぞれの地域の介護需要を推計し、それに見合うサービスを確保するための計画である。介護需要は、将来人口推計や要介護認定率を用いて推計される。団塊の世代が **⑥** 以上となる平成 37 年に向けて、高齢者のみ世帯や単身世帯がますます増加することが予想される中、介護保険事業計画の策定を通じて各地域のニーズを把握し、必要なサービス基盤を整備することが、人口減少や高齢化に対応した介護・福祉提供体制を築く上で重要である。

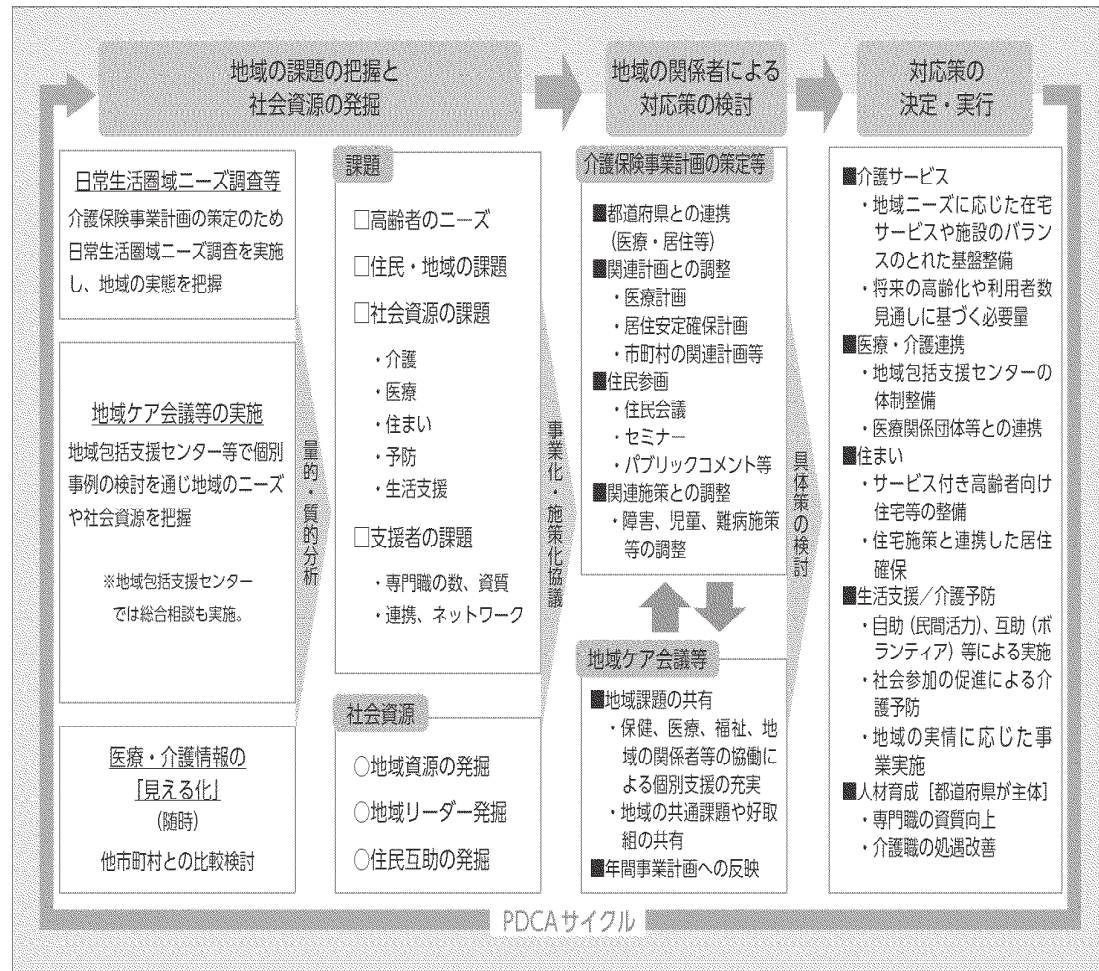
- ⑤ 3年

- ⑥ 75歳

平成 27 年から平成 29 年までを計画期間とする第 6 期計画以後は、平成 37 年に向け、第 5 期計画で開始した **①** 構築に向けた方向性を承継しつつ、新たに地域支援事業に位置付けられた**在宅医療・介護連携**や**認知症施策**の推進等の取組みを本格化していくものである。また、平成 37 年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載するなど、将来を見据えた施策の展開を図っている。

① 地域包括ケアシステム

＜市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス（概念図）＞



出典：平成 27 年版厚生労働白書 P256

3 児童手当制度

児童手当制度については、平成 24 年 3 月に成立した「児童手当法の一部を改正する法律」により、**家庭等**における**生活の安定**に寄与するとともに、**次代の社会**を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、同年 4 月から施行された。

平成 27 年 4 月 1 日の子ども・子育て支援法の施行に伴い、児童手当は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として支給される「子ども・子育て支援給付」のうち「子どものための現金給付」に位置づけられ、児童手当制度は、同法を所管する内閣府に移管された。

＜児童手当制度の概要＞

制度の目的	○家庭等の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する				
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額 (年収ベース) ・960万円未満		
手当月額	○0～3歳未満 一律15,000円	受給資格者	○監護生計要件を満たす父母等 ○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等		
	○3歳～小学校修了まで ・第1子、第2子:10,000円・第3子以降:15,000円		実施主体	○市区町村 (法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施	
費用負担	○中学生 一律10,000円	支払期月	○毎月2月、6月及び10月 (各前月までの分を支払)		
	○所得制限以上 一律5,000円 (当分の間の特例給付)		○児童手当等の財源については、国、地方 (都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率 (1.5/1000) を乗じて得た額。		
財源内訳 (27年度予算)	【給付総額】 2兆2,299億円 (2兆2,356億円) ※ ( ) 内は前年度予算額	被用者			公務員
		0歳～3歳未満	特例給付 児童手当	国 2/3 地方 1/3 事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)	3歳～中学校修了前			所属庁 10/10
		特例給付 児童手当	国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3 国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10

●児童手当法の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 24 号) 附則 (検討)

第 2 条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二条第一項の給付の在り方について、前項の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(編注)：拠出金率は、平成 28 年 4 月より 2.0/1000 に改正された。

出典：平成 27 年版厚生労働白書 P286